

広島市工業技術センター指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市工業技術センター 広島市中区千田町三丁目8番24号
- (2) 設置目的
工業技術の指導、人材の育成等を行うことにより、中小企業の技術力の向上を図り、もって中小企業の振興及び発展に寄与することを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 工業技術に関する指導、相談及び調査研究
イ 工業技術に関する情報の収集及び提供
ウ 工業技術に関する研修会及び講習会の開催
エ 工業製品及び原材料に関する試験及び検査
オ 工業製品の試作、設計及び意匠図案の作成
カ その他市長が必要と認める事業
- (4) 現在の指定管理者
公益財団法人広島市産業振興センター

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
公益財団法人広島市産業振興センター
- (2) 非公募とする理由
工業技術センターの業務は、工業技術に関する指導・相談、研修会・講習会等の開催、工業製品及び原材料に関する試験・検査など多岐にわたっており、これらの専門的な知識や技術が必要となる。
また、業務の遂行、特に技術指導・相談や試験においては、企業の製品開発に係わる内容もあるなど、企業との信頼関係が重要である。
こうしたことから、専門的な知識や技術を持った職員を有し、これまでの実績を通じて企業との信頼関係を構築している公益財団法人広島市産業振興センターを非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和9年4月1日～令和14年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休館日
(ア) 日曜日及び土曜日
(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(ウ) 1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日まで
イ 開館時間
午前8時30分から午後5時まで
ウ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
ア 工業技術センターの事業の実施に関する事。こと。
イ 工業技術センターの設備の使用の許可に関する事（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）。
ウ 工業技術センターへの入館の制限に関する事。
エ 工業技術センターの施設並びに工作設備及び試験設備の維持管理に関する事。
オ その他市長が定める業務
カ 特記事項
(ア) 使用料及び手数料の収納事務を委託する。なお、収納事務に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。
(イ) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
(ウ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。
- (6) 配置人員
ア 25人を標準とし、以下の職員を配置する。なお、この標準人員には収納事務に係る人員も含めるものとする。
イ 専門職員の配置
電気、機械、化学及びデザインの各分野について、専門的な知識や技術を有する者19人を標準とする。
ウ 防火管理者等の配置

- (7) 管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。
 (4) 以下のとおり、労働安全衛生法関係等の資格を有する者各1人を必置とする。
 (1人が複数の資格を取得していても可)

区 分	取 得 資 格 等
労働安全衛生法に基づく作業主任者等	木材加工用機械作業主任者
	特定化学物質作業主任者
	有機溶剤作業主任者
	乾燥設備作業主任者
	エックス線作業主任者
	安全衛生推進者
労働安全衛生法に基づく特別教育等修了者	クレーン運転業務特別教育修了者
	研削といし取替試運転業務特別教育修了者
	アーク溶接業務特別教育修了者
	玉掛技能講習修了者
消防法及び廃棄物処理法に基づく管理責任者等	特別管理産業廃棄物管理責任者
	危険物取扱者（乙種第4類）

(7) 指定管理料の上限額（5年間分）

16億9,394万5千円

- ※ 指定期間中の賃金水準・物価水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入する。
 ※ 指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

- ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
 なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
 イ 支払は、原則、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (7) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
 (4) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 (9) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
 (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
 (6) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）
 (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条に規定する指定公金事務取扱者の要件を満たしていない場合

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
<p>【1 市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たったの合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p>	
<p>【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 講習会、研究会等の事業の内容は中小企業の技術力向上や人材育成を図るものになっているか。 ② 管理施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。</p>	
<p>【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
【1 障害者雇用率の達成】	達成・未達成
① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合	該当・非該当
【2 環境問題への配慮】	有・無
ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得	有・無
【3 男女共同参画・子育て支援の推進】	策定済・未策定
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【4 地域貢献度】	該当・非該当
① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当